

新しいまちづくり

大原台地区計画



はじめに

地区計画制度は、地区レベルの「質的な向上を図るまちづくり」の担保手法として昭和55年に制度化され、本町においても昭和63年12月に大原台地区計画が、良好かつ調和のとれた緑あふれる街並形成・保持を目指して都市計画決定されました。

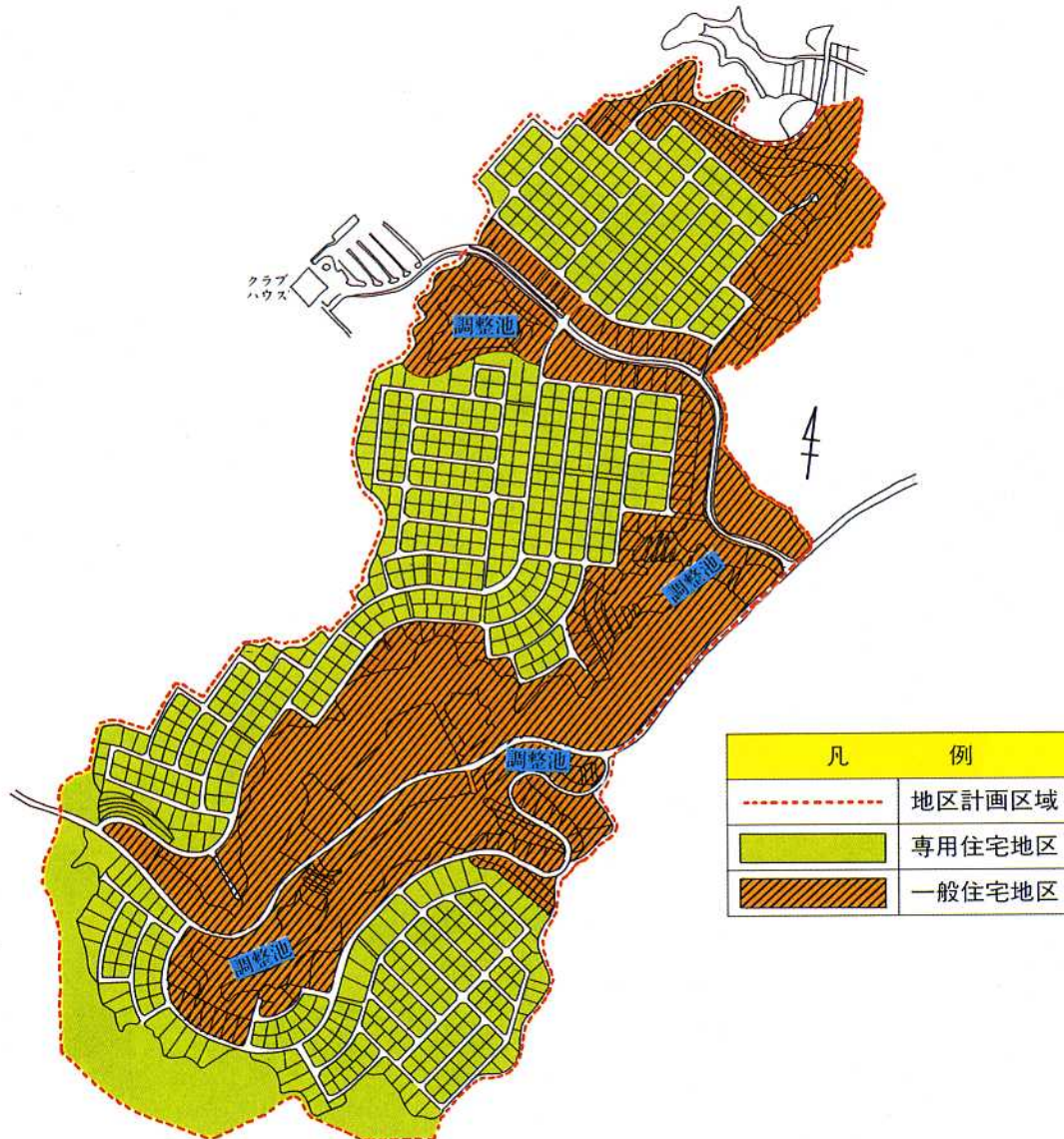
地区計画制度は、住民参加のまちづくりとして住民の理解と協力により計画を実現していくという観点から、その実現手法として届出・勧告制といった柔軟な方法を採用できるとされています。

本地区では、届出・勧告制を採用しソフトな規制を行っていくわけです。

この地区計画策定に当たっては、地権者皆様方のご意見を反映させ策定したものであり、大原台地区のまちづくりの指針となるべきものです。

この計画は、地区皆さんの協力を得て達成できるものであります。今後とも、住みよいまちづくりに向け皆様のご協力をお願いいたします。

■大原台地区計画図



大原台地区計画の内容

計画の方針

大原都市計画地区計画の決定（旧大原町決定）

都市計画大原台地区計画を次のように決定する。

名 称	大原台地区計画
位 置	千葉県いすみ市大原台の一部（夷隅開発事業A地区）
面 積	約84.1ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標 <p>本地区は、外房線浪花駅より南西約1.5キロメートルに位置し、千葉県夷隅開発事業A地区の一部として、宅地造成事業により道路、公園等が整備され、既に良好な住宅地が形成されているところである。</p> <p>そこで、地区計画を策定することにより区域内における必要な事項を地区計画に定め、住環境の維持・保全していくことを目標とする。</p>
	土地利用の方針 <p>本地区は、戸建専用住宅が立ち並んでおり、この良好な住環境を維持・保全するため、専用住宅地区、一般住宅地区の2区域に分け、専用住宅地区は閑静で落ち着いたある低層専用住宅を主とした街区とし、一般住宅地区については、日常生活の利便性の増進を図るための施設及び居住環境をみださない休養施設等を設置し、ゆとりと、うるおいの街並を形成するものとする。</p> <p>また、地区内の緑地等についても保全を図り、緑にあふれた街並を形成する。</p>
	地区施設の整備方針 <p>本地区内は、夷隅開発事業により地区の基盤施設が一体的に整備されているので、この機能が損なわれないよう維持・保全を図る。</p>
	建築物等の整備方針 <ol style="list-style-type: none">1. 良好な住宅地として環境を保全するため、建築物の用途、高さ及び壁面の位置を制限する。2. 建築物の過密化を避け、また、敷地の細分化による過少宅地化を防止するため敷地面積の最低限度を定める。3. 緑化の推進と地震時におけるブロック塀等の倒壊の危険性に対処するため、かき又はさくの構造を制限する。

